

**精神障がい者地域生活支援事業（釧路・根室圏域）委託業務に係る
公募型プロポーザル審査要領**

「精神障がい者地域生活支援事業（釧路・根室圏域）委託業務」に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）における審査は、次のとおり行う。

1 企画提案書

審査の公平性、透明性を保つため、企画提案書には、事務局（健康推進課）において、提出順にAから順にアルファベットを付し、企画提案者名を匿名とする。

2 企画提案書の事前配布

アルファベットを付した企画提案書は、事前に各委員に配付する。

各委員は、あらかじめ企画提案書に目を通し、審査に備えるものとする。

3 プロポーザル審査会

(1) ヒアリング

企画提案書の趣旨や内容を確認するため、企画提案者からヒアリングを行うこととし、総合的な審査を行うものとする。

ヒアリングは1者又は1コンソーシアムごとに行うこととし、各企画提案者の説明時間は15分以内、質疑時間は10分程度とする。追加資料の配付、差し替えは行うことができないものとする。

なお、ヒアリングを欠席した場合は、本業務を受託する意志がないものとして、選考から除外するものとする。

(2) 審査会の手順、最良の企画提案の選考方法

ア 事務局は、ヒアリング前に、各委員に審査の視点や手順について説明を行う。

イ 各委員は、ヒアリングの都度、企画提案審査調書（別紙1）（以下「審査調書」という。）により審査・採点を行う。

ウ 各委員は、全企画提案者のヒアリング終了後、再度、評価内容を確認する。

エ 各委員は、評価内容の確認終了後、審査調書を事務局に提出する。

オ 事務局は、各委員の評価結果を集計表に取りまとめ、各委員の審査調書の写しと併せて委員長に提出する。

カ 委員長は、集計表の合計点数による全体順位1位の企画提案を発表した後、各委員と協議の上、最良の企画提案を選定する。

ただし、全体順位1位となった企画案（提案が1者のみの場合も含む。）が、標準以下（各委員の評価点平均が60点未満）の評価しか得られなかった場合は、選定を保留し、当該企画提案者に修正案の提出を求め、再度、審査を行うものとする。

4 評価項目及び配点

審査は、次の項目について採点する。（満点100点）

(1) 精神障がい者に対する支援実績等について

ア 事業実績（10点）

イ 支援は地域移行に対する考え方に即した取組となっているか（10点）

(2) センターの体制について

ア センター長は、精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者で、本事業の円滑な運営、調整が期待できる者か。（5点）

(3) 事業展開について

ア 地域移行支援及び地域定着支援に必要な体制整備や総合調整ができるか。（10点）

イ 病院・施設及び他事業所等との連携及び他の相談支援事業所等への支援ができるか。（15点）

ウ 他の指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び福祉サービス事業所等への研修等の普及啓発がなされるか。（5点）

エ ピアサポーターの育成、活用が計画され、なされているか。（10点）

(4) 業務処理体制等について

ア 障害者総合支援法に基づく退院後の支援体制づくりを図れるか。（10点）

イ 適切な業務処理計画となっているか。（10点）

(5) 適切な所要経費の積算となっているか。（15点）

5 採点基準

評価項目の採点基準は次のとおりとする。

評価区分	配点15点の項目	配点10点の項目	配点5点の項目
十分に期待できる	15点～13点	10点～9点	5点
概ね期待できる	12点～9点	8点～7点	4点
普通	8点～5点	6点～4点	3点
ほとんど期待でない	4点～0点	3点～0点	2点～1点